

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社水機テクノス
- (2) 代表者氏名 代表取締役 原 毅
- (3) 住所 東京都世田谷区桜丘五丁目 4 8 番 1 6 号

2 指名停止措置期間 令和 5 年 3 月 1 4 日 ～ 令和 5 年 4 月 1 3 日 (1 か月)

3 事案の概要

株式会社水機テクノスが、建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するなどして、令和 5 年 2 月 1 0 日に関東地方整備局から建設業法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分、並びに同法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けた。

4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表 2 0（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表 2 0>

措 置 条 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 2 0 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	処分を決定したから 1 か月以上 9 か月以内